

豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準

平成 20 年 8 月 1 日
総務部長決定

(要綱第 1 条関係)

1 趣旨

- (1) この基準は、豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定める。
- (2) 要綱における随意契約は、豊島区契約事務規則第 3 条の 2 による契約事務の分掌の特例によって当該主管課において処理されたものも含む。

(要綱第 2 条関係)

2 定義

なお、この基準で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(要綱第 3 条関係)

3 措置要件に該当する事案の把握

措置要件に該当する可能性があると思われる事案は、次の方法によって把握し停止措置を行うものとする。

- (1) 当該有資格者からの報告（要綱第 16 条第 1 項）
- (2) 工事の発注所管課長又は物品、委託等の発注所管課長からの報告（要綱第 16 条第 3 項）
- (3) 他の公共機関からの通知又は発表等
- (4) マスコミ報道等
- (5) 企業情報誌等

4 停止措置の原因事由の発生地域

- (1) 本区契約に関する場合及び発生地域が区内の場合は、別表第 1 及び別表第 2 のすべての措置案件を対象とする。
- (2) 発生地域が区外の場合は、別表第 1 にあっては措置要件第 6 号又は第 8 号のうち、現場代理人等が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された事案を対象とし、別表第 2 にあっては措置要件第 1 号から第 9 号、第 11 号及び第 12 号に係る事案又は第 13 号のうち法令違反等重大な事由に係る事案を対象とする。

5 停止措置の適用期間

停止措置の適用期間は、停止措置対象者の東京電子自治体共同運営の登録（以下「登録」という。）期間を超えて定めることができる。停止措置対象者が継続して登録した場合には、停止措置も継続するものとする。

6 停止措置の適用期間の例外

停止措置対象者は、有資格者であることが必要条件であるが、資格を新たに取得した者が当該資格を取得する前に停止措置の要件に該当していた場合には、次により停止措置を行うものとする。

- (1) 停止措置の要件が、別表第 2 第 1 号の贈賄、第 2 号の独占禁止法違反行為、第 5 号及び第 6 号の競売入札妨害又は談合行為又は第 8 号のあっせん利得処罰法違反行為の場合であって、それぞれの停止措置期間が資格を新たに取得した日においても継続しているとき。
- (2) 停止措置の適用期間は、資格を新たに取得した日から当該停止措置の期間の終期の日までとする。

7 停止措置の始期

要綱別表第 1 及び別表第 2 の各号の停止措置期間の始期については、当該停止措置に関する決定日の翌日とする。

8 再度停止措置を行う場合の始期

停止措置の期間中の有資格者に対して、別件により再度停止措置を行う場合の始期は、再度停止措置を決定したときとする。この場合において、停止措置通知書（別記第 1 号様式）により通知するものとする。

9 停止措置期間の算定方法

- (1) 運用基準別表に規定する標準停止措置期間を適用する場合
 - ① 1 か月未満の場合は、停止措置開始日から起算して当該標準停止期間が経過するまで。
 - ② 1 か月以上の場合は、当該標準停止措置期間の開始日の応答日の前日まで。
- (2) 要綱第 7 条第 2 項による短期の 2 倍の停止期間を適用する場合
停止措置開始日から起算して、短期を 2 倍にした期間が経過するまで（算定方法は前号に同じ。）。
- (3) 要綱第 7 条第 2 項による短期の 1.5 倍の停止措置を適用する場合
停止措置開始日から起算して、短期を 1.5 倍した期間が経過するまで（算定方法は、第 1 号と同じであるが、1 か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。
- (4) 運用基準第 13 号による下請人の停止措置期間を適用する場合
停止措置開始日から起算して、元請負人の停止措置期間を 2 分の 1 にした期間が経過するまで（算定方法は第 1 号と同じであるが、1 か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。

(要綱第 4 条第 2 項及び第 3 項関係)

10 停止措置と入札参加関係

有資格者が次に掲げる各号の一に該当する場合は、入札参加を認めないこととする。

- (1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札において、入札書の提出期間内において停止措置を受けているとき。ただし、当該提出期間の終了の前日までに当該停止措置が終了した場合を除く。
- (2) 入札書の提出後、又は指名競争入札における指名の後において停止措置を受けたとき。この場合、当該入札参加又は指名を取消すものとする。

11 参加及び指名の取消し対象

- (1) 停止措置を決定した場合には、直ちに当該有資格者の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約案件に係る参加、指名等を取消すものとする。この場合、参加、指名等が停止措置期間満了後であっても、当該参加、指名等を取消すものとする。
- (2) 入札後、開札までの間に停止措置を受けた場合は、当該有資格者の行った入札は無効とする。

12 共同企業体における入札参加及び指名の取消し

停止措置を受けた有資格者を含む共同企業体における入札参加及び指名についても取消すものとする。

(要綱第 5 条関係)

13 下請負人の停止措置期間

停止措置に関し責任のある下請負人及び当該下請負人から元請負人の間で請け負い関係にあるすべての下請負人を停止措置の対象とし、その期間は次のとおりとする。

- (1) 下請負人の責任が重大である場合は、元請負人と同一期間
- (2) 前号以外は元請負人の 2 分の 1 の期間(期間算定方法は運用基準第 9 項による。)

14 下請負人の停止期間の過重措置の特例

- (1) 要綱第 5 条及び前項の規定にかかわらず、下請負人が要綱第 7 条第 2 項の規定により短期加重措置が適用される場合は、元請負人の停止期間を上回るようになることがある。
- (2) 前号の場合において、前項第 2 号の規定に該当する下請負人に短期加重措置を適用するときは、当該措置要件に係る停止措置期間の短期を加重した期間と元請負人の停止期間を比較して、短い期間を当該下請負人の停止期間とする。

なお、この場合においては、要綱第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、短期を加重した期間を下回る停止措置期間を定めることができるものとする。

(要綱第 6 条関係)

15 共同企業体の各構成員の停止期間

- (1) すべての構成員を停止措置の対象とし、各構成員の停止期間は共同企業体の停止期間と同一の期間とする。
- (2) ただし、一般契約の共同企業体における出資比率 30 パーセント未満の構成員(責任が重大である構成員を除く。)については、停止措置の対象外とする。

16 停止期間の加重措置の特例

要綱第 6 条及び前項第 1 号の規定にかかわらず、共同企業体の構成員が要綱第 7 条第 2 項の規定により、短期加重措置が適用される場合は、当該共同企業体の停止措置期間を上回ることがある。

(要綱第 7 条第 1 項関係)

17 一の事案で複数の措置要件に該当する場合の原則

一の事案で同時に二以上の措置要件に該当する場合をいい、既に停止措置を行った事案に関し、その後他の措置要件に該当することとなった場合には、新たな停止措置は行わないものとする。

(要綱第 7 条第 2 項関係)

18 短期加重措置を適用した場合の停止措置

当該措置要件に係る停止期間の短期を 2 倍（又は 1.5 倍）した期間と運用基準別表に規定する標準停止期間を比較して、長い期間を停止期間とする（期間算定方法は、運用基準第 9 項による。）。

19 短期加重措置の対象としない場合

2 回目の事由による停止措置において、有資格者が要綱別表各号の措置要件に該当することとなった事実又は行為が、1 回目の停止措置を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

(要綱第 9 条関係)

20 解除した停止措置の効力

- (1) 要綱第 9 条により停止措置を解除する場合における停止措置の終期は、当該停止措置解除に係る決定の日までとする。
- (2) 要綱第 9 条の規定により停止措置を解除した場合、解除までの停止措置及びこれに係る参加及び指名の取消等の措置はすべて有効であり、停止措置の解除により当該参加及び指名を取消すことは行わない。

21 停止期間終了後に責めを負わないことが明らかになった場合の停止措置の取扱い

- (1) 既に終了した停止措置については、解除の対象としない。
- (2) 停止措置等の有効性及び短期加重措置の非適用については、前項各号に規定するところによる。

(要綱第 11 条関係)

22 停止措置の公表

- (1) 決定した停止措置は、豊島区行政情報公開コーナーにおいて閲覧に供すること、及び豊島区ホームページに掲載することにより公表するものとする。

- (2) 停止措置の公表期間は、当該措置の開始日の属する年度及び翌年度とする。ただし、停止措置の終了日が、当該措置の開始日の属する年度の翌年度の末日を越える場合は、当該措置の終了日の属する年度までとする。
- (3) 豊島区ホームページによる公表は、前号の規定にかかわらず当該停止措置の終了日までとする。

(要綱第 12 条関係)

23 警告の取扱いについて

- (1) 警告を行う事案は、本区契約において次のいずれかに該当する場合とする。
- ① 一の契約において、停止措置を受けた後に、停止措置の対象とならない事由（軽微な事故等）を発生させた場合
 - ② 一の契約において、停止措置の対象とならない事由を複数回発生させた場合
 - ③ 停止措置を受けた後、1 年を経過するまでの間に、同種の内容（要綱別表各号において同一の措置要件に分類される事由をいう。）の停止措置の対象とならない事由を発生させた場合
 - ④ 停止措置の対象とならない事由を発生させた後、1 年を経過するまでの間に同様の内容の停止措置の対象とならない事由を発生させた場合
 - ⑤ その他、停止措置の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合
- (2) 前号の場合において、有資格者が責めを負わない事由については対象としない。
- (3) 第 1 号において警告を行う方法は、次のとおりとする。
- ① 書面による警告 第 1 号①、②（同様の内容の停止措置の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。）、③又は⑤のいずれかに該当した場合
 - ② 口頭による警告 第 1 号②（本号①に該当した場合を除く。）又は④のいずれかに該当した場合

(要綱第 13 条関係)

24 要綱第 13 条の適用を除外する対象

要綱第 13 条に定める「軽微な事由によるもの」とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 要綱別表第 1 措置要件第 5 号又は第 7 号のいずれかの措置要件に該当する場合のうち、負傷者が 3 人未満の場合
- (2) 要綱別表第 2 措置要件第 13 号又は第 14 号のいずれかの措置要件に該当する場合

(要綱第 14 条関係)

25 停止措置期間中の随意契約について

- (1) 見積書を徴収した相手方が停止措置に該当した場合は、契約を締結できない。
- (2) ただし、委員会（豊島区指名業者選定委員会）において随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められたときは、当該契約を締結できるものとする。

(要綱第 16 条関係)

26 報告義務の対象とする案件

要綱第 16 条に定める有資格者の報告義務の対象とする案件は、次の各号のとおりとする。

(1) 本区契約に関する場合又は発生地域が豊島区内の場合

全ての事案（措置要件）を対象とする。

(2) 発生地域が豊島区外の場合

① 別表第 1

措置要件第 6 号又は第 8 号のうち現場代理人等が逮捕又は逮捕を経なで公訴を提起された事案を対象とする。

② 別表第 2

措置要件第 1 号から第 9 号、第 11 号に係る事案を対象とする。

27 報告

要綱第 16 条の規定に基づく報告は、措置要件に該当する事由の発生から 1 か月以内とする。

28 措置要件の該当基準及び標準停止期間

(1) 別表に定めるところによる。

(2) 本運用基準で定める標準停止期間が 12 か月以上の停止措置を行う場合、標準停止期間と異なる期間の停止措置を行う場合、又は区長が必要と認める場合は、豊島区指名業者選定委員会で審議し、その措置内容を区長が決定する。

附 則

この運用基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

別表 標準停止期間

(要綱別表第1関係)

措 置 要 件 該 当 基 準 等	標準停止期間
<p>【虚偽記載】</p> <p>1 虚偽記載</p>	<p>1 か月</p>
<p>【過失による粗雑履行】</p> <p>2 本区契約</p> <p>(1) 1 回目の E 評価</p> <p>(2) E 評価+3 年前までに E 評価 1 回</p> <p>(3) E 評価+3 年前までに E 評価 2 回以上</p> <p>(4) E 評価+3 年前までに D 評価 1 回</p> <p>(5) E 評価+3 年前までに D 評価 2 回以上</p> <p>(6) D 評価+3 年前までに E 評価 1 回</p> <p>(7) D 評価+3 年前までに E 評価 2 回以上</p> <p>(8) D 評価+3 年前までに D 評価 1 回</p> <p>(9) D 評価+3 年前までに D 評価 2 回以上</p> <p>(10) 3 か月以上の停止措置+停止措置期間中又は終了後 1 年以内に E 評価</p> <p>(11) 3 か月以上の停止措置+停止措置期間中又は終了後 1 年以内に D 評価</p> <p>(12) 3 か月以上の停止措置+停止措置期間中又は終了後 1 年以内に D 評価又は E 評価の工事なし。</p>	<p>2 か月</p> <p>4 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>4 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>(2)(3)(4)(5)(7)の当該 E 評価又は D 評価の回数はクリアーされる。</p>
<p>3 一般契約</p>	<p>1 か月</p>
<p>【契約違反等】</p> <p>4 契約違反</p> <p>(1) 履行遅滞 (基準)</p> <p>① 所管課長から契約の相手方の責めに帰すべき事由により 2 週間以</p>	<p>2 週間</p>

<p>内の履行遅滞の報告があった場合</p> <p>② 所管課長から契約の相手方の責めに帰すべき事由により2週間を超える履行遅滞の報告があった場合</p>	1か月
(2) 契約約款等違反	1か月
(3) 契約不履行等	4か月
【事故】	
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 本区契約	
(基準)	
① 3人以上の死亡者を生じた場合	3か月
② 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合、若しくは重大な損害を与えた場合	2か月
③ 3人未満の負傷者を生じた場合、又は損害を与えた場合	1か月
6 一般契約	
(基準)	
① 3人以上の死亡者を生じた場合	2か月
② 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合、若しくは重大な損害を与えた場合	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	
7 本区契約	
(基準)	
① 3人以上の死亡者を生じた場合	1か月
② 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合	3週間
③ 3人未満の負傷者を生じた場合	2週間
8 一般契約	
(基準)	
① 3人以上の死亡者を生じた場合	3週間
② 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合	2週間

別表 標準停止期間
(要綱別表第2関係)

措置要件該当基準等	標準停止期間
<p>【贈賄】</p>	
<p>1 本区職員に対する贈賄</p>	<p>24 か月</p>
<p>2 本区以外の公共機関職員に対する贈賄</p>	<p>6 か月</p>
<p>【独占禁止法違反行為】</p>	
<p>3 本区契約に関する独占禁止法違反事件</p>	<p>12 か月</p>
<p>4 一般契約に関する独占禁止法違反事件</p>	<p>6 か月</p>
<p>【競売入札妨害又は談合行為】</p>	
<p>5 本区契約に関し、本区職員に働きかけた競売入札妨害又は談合事件</p>	<p>24 か月</p>
<p>6 前項に掲げる場合にほか、本区契約に関する競売入札妨害又は談合事件</p>	<p>12 か月</p>
<p>7 一般契約に関する競売入札妨害又は談合事件</p>	<p>6 か月</p>
<p>【あっせん利得処罰法違反事件】</p>	
<p>8 本区契約に関するあっせん利得処罰法違反事件</p>	<p>12 か月</p>
<p>9 一般契約に関するあっせん利得処罰法違反事件</p>	<p>3 か月</p>
<p>【建設業法違反行為】</p>	
<p>10 本区契約における建設業法違反行為</p>	<p>3 か月</p>
<p>11 本区契約以外における建設業法違反</p>	<p>(ただし、営業停止処分が3か月を超える場合はその月数とする。)</p>
<p>① 建設業法の許可申請又は経営事項審査申請における虚偽の申請により監督処分を受けた場合</p>	<p>3 か月</p>
<p>② 一般契約において監督処分(指示処分を除く。)を受けた場合(ただし、前後に掲げる場合を除く。)</p>	<p>2 か月</p>
<p>③ 一般契約において指示処分を受けた場合</p>	<p>1 か月</p>

<p>【暴力的不法行為等】</p> <p>12 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人による暴力的不法行為等</p>	<p>当該認定をした日から別表第 2 第 12 項各号の期間を経過し、契約の相手方として適当である認められる状態となるまで。</p>
<p>【不正又は不誠実な行為】</p> <p>13 不正又は不誠実な行為</p> <p>① 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が、業務に関し遵守すべき法令に違反したものと、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は監督官庁等から行政処分を受けた場合</p> <p>② 本区契約において、現場管理が粗雑なため、公衆に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるものとして、再三にわたり文書または口頭で注意、警告等を行っても改善しない場合</p> <p>③ 入札において、落札候補者等が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合又は必要書類を提出しなかった場合</p> <p>④ 落札候補者等が豊島区低入札価格調査制度実施要綱(平成 20 年 2 月 1 日 総務部長決裁) 第 11 条第 1 項に列挙した事由に該当した場合。ただし、資料に不備等があることのみにより同項の事由に該当した場合を除く。</p> <p>⑤ 前各号に掲げるほか、入札又は契約に関して、不正又は不誠実な行為を行い契約の相手として不適切であると認められる場合</p>	<p>3 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>1 か月</p>
<p>【信用失墜行為】</p> <p>14 信用失墜行為</p>	<p>1 か月</p>